

育児用品等の費用を補助します！

出産世帯応援補助金について

愛南町では、愛媛県との連携による人口減少対策の取り組みとして、妊娠・出産を望む人がその希望を叶えられ、安心して子育てができる環境づくりを推進するため、子育て世帯における育児用品等の購入等、育児に係る費用を補助します。

★対象となる方★

次に掲げる要件の全てに該当する方。

- 令和7年4月1日以降の出産世帯であること
※ただし令和6年度中の出産世帯については、両親ともに **35歳以下**の方が対象
- 申請日時点で、児童と同居し、養育していること
- 世帯全員が町税等を滞納していないこと
- 申請日時点で、6ヶ月以上継続して住民基本台帳に記録されていること
- 生活保護を受けていないこと
- 暴力団員でないこと



最大 30万円

★補助限度額★

子ども1人あたり、出産時の年齢により以下のとおり

要件	定額給付	追加給付	合計
夫婦ともに29歳以下	10万円	20万円	30万円
夫婦ともに35歳以下		15万円	25万円
上記以外		10万円	20万円

定額給付・・・出生後、申請により給付されます。

追加給付・・・対象商品購入後、必要書類と併せて申請してください。

★補助対象経費※追加給付対象分★

母子健康手帳の交付を受けた日から **1歳の誕生日が属する年度の末日まで**に購入し、支払いを完了した育児用品の購入に要した費用。

対象区分	分類	品目
育児用品 ※消耗品のみ出産後購入した費用が追加給付の対象	授乳関連用品	粉ミルク、哺乳瓶、搾乳機、ミルクウォーマー等
	衛生用品	おしりふき、ベビークリーム等 ※おむつは、愛顔の子育て応援事業の対象のため除きます。
	外出用品	チャイルドシート、ベビーカー等
	衣類等	ベビー服、下着、肌着等
	玩具、絵本等	幼児用玩具、絵本等
時短家電	家事関連用品	洗濯乾燥機、洗濯機、掃除機、食器洗い乾燥機
	調理関連用品	オーブンレンジ（トースター）、炊飯器、自動調理器（電気圧力鍋、電動ポット等）、フードプロセッサー
省エネ家電	生活関連用品	冷蔵庫（冷凍庫含む）、エアコン、照明器具、温水機器

注1）省エネ家電とは・・・資源エネルギー庁が同庁のホームページにおいて公表する「省エネ型製品情報サイト」多段階評価点として **二つ星以上**の評価点を得ている家電製品

注2）**エアコンは、新基準（目標年度2027）での評価点**で判断します。

注3) 消費税、送料・配達料、設置工事費を含み、家電リサイクル料金や処分費用、中古品又は付属品等の購入に係る費用は対象外です。

★申請に必要なもの★

【対象区分：共通】

- ① 振込先が分かる通帳又はキャッシュカード、母子手帳
 - ② 補助金対象経費に係る領収書(レシート)の**原本**(商品名、購入日等の記載があるものに限る。)※原本を提出しがたい事情がある場合はご相談ください。
 - ◎その他、支給対象児童並びに当該支給対象児童の父及び母の年齢等について、公簿で確認できない場合は、住民票や戸籍謄本の提出を求める場合があります。
- ※令和7年度中に出産した世帯から、時短・省エネ家電の、保証書の写し、設置後の写真、基準を満たす事が分かるカタログ等の提出が不要になりました。



★申請期間★

対象児童の誕生日から1歳の誕生日が属する年度の末日まで(申請は**期間内に2回**限り)

※必要書類に不備があった場合に備え、申請はお早目にお願いします。

令和7年度申請締め切り: 令和8年3月13日(金)

★よくある問合せ★

- 令和6年12月に母子手帳の交付を受けました。予定日は、令和7年8月です。出産準備として、令和7年7月に、チャイルドシートや、ベビーベッドを購入しました。**購入後すぐに申請**できますか？
⇒出来ません。購入費用は補助対象になりますが、**申請できるのは、対象児童が出生してからになります。**
- 上限額に達するまで、複数回に分けて申請できますか？
⇒10万円の定額給付分と追加給付分を、**それぞれ1回もしくは、まとめて2回申請することが可能です。**
- 夫は、単身赴任中で愛南町に住所がありません。申請できますか？
⇒出来ます。**夫婦どちらか一方の住所が愛南町にあれば対象**となります。ただし、町外にいる配偶者の方の年齢が確認できる書類の提出を求める場合があります。
- 他市町から転入してきました。子どもはまだ生後3か月です。申請できますか？
⇒出来ます。ただし申請できるのは、**愛南町に住所を置いて6か月が経過した日**からになります。
また、県内他の市町で既に同様の補助金を受け取りされている場合は対象外となります。

※この補助金は、所得税法上「一時所得」として取り扱われます。この他にも同様の補助金を受け取りしている場合、特別控除(最高50万円)を超えた額については申告が必要です。ご不明な点は税務署にお問い合わせください。

【申請を検討される方は必ず事前に相談をお願いします！】

愛南町役場子育て支援課 0895-73-7135

